

第 6 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 4 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年4月19日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年2月6日 主要地方道熊本益 城大津線 上益城郡益城町大 字古閑地内 蓋不全	株式会社熊本企画 (車両所有者)	1, 5 1 3, 0 5 8 円	当事者双方 は、今後本件に 関して、裁判上 又は裁判外にお いて一切の異議 及び請求の申立 てをしないこ と。